

基本理念

- ・自然のしくみを基礎とする
- ・真に豊かな社会をつくる

基本的な視点

- ①地域の固有性・歴史性を重視する
- ②自然に委ねる
- ③人が働きかける
- ④保全・再生・創出する
- ⑤気候変動に対応する
- ⑥持続可能な利用をする
- ⑦いのちのめぐみを未来につなぐ
- ⑧防災・減災に活用する
- ⑨みんなで力を合わせる

目指す将来像

社会全体・生態系ごとの将来像

戦略の目標

生物多様性の大切さを理解し、力を合わせて、生物多様性に恵まれた理想郷“ふじのくに”に生きる

- 凡例
- ◆:新たな項目を追加
 - ◇:既存項目に新たな取組を追加

第4章

第5章

【基本方向1】

多様な生物のつながりを大切に

行動方針1 生物多様性に関する調査・研究の推進

1-1 動植物や自然環境等の定期的な調査

- ◇水辺の国勢調査
- ◇動植物や自然環境の調査

1-2 生物多様性に関する調査・研究の情報収集と活用

- ◇ミュージアムを中心とした調査・研究等
- ◇各研究所や民間団体との連携による調査・研究等

行動方針2 希少野生動植物の保護

2-1 希少野生動植物の調査及びレッドデータブックの普及

- ◇希少野生動植物の調査
- ◇レッドデータブックの普及

2-2 希少野生動植物の保護・増殖

- ◇条例等による保護
- ◇傷病希少野生動物の保護
- ◇アカウミガメの保護
- ◇ニホンウナギの資源管理

2-3 自然再生事業等における希少野生保護

- ◇配慮のしくみづくり
- ◇自然再生事業時における配慮

行動方針3 外来生物や遺伝的攪乱等の拡大防止

3-1 外来生物の拡大防止

- ◇外来生物の拡大防止のための計画策定・普及啓発
- ◇外来生物の駆除・移動制限

3-2 遺伝的攪乱の防止と動物愛護

- ◇遺伝的攪乱に配慮した漁業
- ◇動物の愛護と遺伝的攪乱への配慮

行動方針4 野生鳥獣の保護・管理

4-1 野生鳥獣の保護及び被害防止対策

- ◇鳥獣保護区の設定と鳥獣管理のための計画策定
- ◇被害防止や個体数調整による鳥獣被害対策
- ◇狩猟者の育成確保・指導と獣肉の利活用

【基本方向2】

生物多様性を支える社会をつくる

行動方針5 生物多様性に配慮した生活や事業活動の推進

5-1 日常生活や事業活動における配慮

- ◇消費生活・排水・廃棄物における生物多様性への配慮
- ◇事業活動における生物多様性への配慮調査

5-2 県民等の参加による保全活動の推進

- ◇森林や農地の管理
- ◇道路や河川等の管理

5-3 開発時における配慮

- ◇環境影響評価条例・自然環境保全条例
- ◇土地利用指導要綱・林地開発許可制度・県盛土条例
- ◆水循環保全条例

行動方針6 人と生物多様性がはぐくむ歴史・文化の継承

6-1 文化財の保護・活用

- ◇文化財の調査・指定・登録

6-2 文化的景観等の保全

- ◇文化的景観の保全
- ◇地域の景観計画や景観協議会づくり

6-3 伝統的な農法や食文化の保全・継承

- ◇伝統的農法の保全・継承
- ◇食文化の保全・継承

行動方針7 生物多様性に関する環境教育の推進

7-1 自然とのふれあいやエコツーリズムの促進

- ◇自然とのふれあいの促進
- ◇生物多様性に配慮したエコツーリズムの促進

7-2 環境教育・環境学習の推進

- ◇環境教育・環境学習の方針の策定や指導者の育成
- ◇子どもへの環境教育・環境学習の推進
- ◇あらゆる世代を対象とした環境教育・環境学習の推進

7-3 環境情報等の提供

- ◇あらゆる媒体による情報提供

【基本方向3】

生態系を保全・再生・創出する

行動方針8 豊かな自然環境が残る奥山の保全

8-1 奥山の保全

- ◇法令等による保全
- ◇南アルプスの環境保全
- ◇富士山の環境保全
- ◇気候変動による影響の監視

行動方針9 自然と人がともに生きる里地里山・田園づくり

9-1 森林の保全

- ◇法令等による保全
- ◇森林の適正管理・整備の促進
- ◇県産材の利用拡大
- ◇松枯れ等の対策の実施

9-2 農地の保全

- ◇協働による農地等の保全活動の促進
- ◇協賛農法の継承 等

9-3 竹林や草地の保全

- ◇法令等による保全
- ◇竹林の適正管理
- ◇草地の整備

行動方針10 都市の自然再生・創出

10-1 都市における緑地等の確保

- ◇都市における緑地の確保
- ◇豊かな暮らし空間づくり
- ◇県民参加による緑化の推進

行動方針11 河川・湖沼・湿地の水辺のつながりの確保

11-1 水域の環境調査の実施

- ◇水辺の国勢調査や河川整備計画等に関する調査 等

11-2 河川や湧水の保全

- ◇法令等による保全
- ◇生物に配慮した河川の整備・維持管理

11-3 湖沼・湿地の保全

- ◇水産資源の管理
- ◇湖沼・湿地の水環境の保全や自然再生 等

行動方針12 海岸から深海につながる生態系の保全

12-1 海岸の保全

- ◇海部が浜の保全
- ◇砂浜や干潟の再生
- ◇漂着ごみの除去 等

12-2 水産資源の維持管理

- ◇漁獲量の適正管理
- ◇藻場等の保全・再生 等

12-3 深海生物の調査・研究

- ◇深海生物の資源回復に向けた研究

【基本方向4】

特徴的な地域の環境を重点的に守る

伊豆半島

- ◇伊豆半島ジオパークにおける生物多様性の取り込み
- ◇森林の適正管理・整備の促進
- ◇野生鳥獣による被害防止
- ◇外来生物の防除
- ◇深海生物の調査研究
- ◇生物多様性に配慮した海岸整備
- ◇開発事業者に対する保全措置の要請 等

富士山

- ◇富士山に残る豊かな自然環境の保全
- ◇外来生物の防除
- ◇森林の適正管理・整備の促進
- ◇野生鳥獣による被害防止
- ◇利用者による環境破壊の防止
- ◇富士山の保全意識の高揚
- ◇草地性植生の保全管理
- ◇開発事業者に対する保全措置の要請 等

南アルプス

- ◇ユネスコエコパークの保全と活用
- ◆希少野生動植物の保護・回復
- ◇高山植物の保護
- ◇奥山の環境監視
- ◇野生鳥獣による被害防止
- ◇開発事業者に対する保全措置の要請
- ◆南アルプスの魅力発信

浜名湖

- ◇浜名湖の豊かな自然環境の保全
- ◇浜名湖の環境保全に関する啓発
- ◇浜名湖に流入する河川の水质維持
- ◇ニホンウナギやアサリ等水産資源の管理
- ◆外来生物の防除
- ◇開発事業者に対する保全措置の要請

今守りたい大切な自然

- ◇今守りたい大切な自然の調査の実施及び紹介
- ◇開発事業者に対する保全措置の要請

凡例

◆:新たな項目を追加
◇:既存項目に新たな取組を追加

【基本方向1】多様な生物のつながりを大切にする

1-2 生物多様性に関する調査・研究の情報収集と活用

◇各研究所や民間団体との連携による調査・研究等

・森（里地・里山を含む）の土壌から川を通じて海へ流れる栄養物質が海の生態系の保全に寄与していることを踏まえ、森・里・川・海のつながりとその保全の重要性について広く周知を図り、県民による保全活動の実践を促進します。

2-2 希少野生動物植物の保護・増殖

◇条例等による保護

・OECM（保全地域以外で生物多様性保全に資する地域）の認定を促進するため、国が企業、団体、個人などを個別認定する際に、手続き方法等の情報を広く発信します。

3-1 外来生物の拡大防止

◇外来生物の駆除・移動制限

・ヒアリ、アカカミアリ等特定外来生物が確認された場合には、速やかに防除を実施します。

4-1 野生鳥獣の保護及び被害防止対策

◇被害防止や個体数調整による鳥獣被害対策

・ドローンや捕獲情報アプリ等のICTを活用して被害防止目的の捕獲を促進します。

◇狩猟者の育成確保・指導と獣肉の利活用

・捕獲技術のレベルに応じた研修や学生向けの講習を実施します。

【基本方向2】生物多様性を支える社会をつくる

5-1 日常生活や事業活動における配慮

◇消費生活・排水・廃棄物における生物多様性への配慮

・家庭におけるごみ削減のノウハウやイベント情報等を発信し、県民のごみ削減に向けた具体的な行動を促進します。
・食品ロスの削減などの普及啓発や、賞味期限等に対する正しい理解など消費者教育等を通じて意識改革を促し、環境に配慮した消費行動がとれる消費者の育成を図ります。
・プラスチックごみ等が海に与える影響を軽減するため、県民一人ひとりの実践の呼びかけや、森・川・海等での清掃活動への助成を実施します。
・人が幸せになるエシカル消費を推進するため、様々な消費行動や取組について、啓発サイト「プラス・エシカル」をはじめとする多様な広報ツールを活用した情報提供や、消費者・事業者双方に向けた普及啓発を行います。

5-3 開発時における配慮

◇土地利用指導要綱・林地開発許可制度・県盛土条例

・静岡県盛土等の規制に関する条例（R4.7～）に基づく許可制度や定期的な巡回監視等により、盛土等について必要な規制をし、土砂の崩壊等による災害の防止及び生活環境の保全を図ります。

◆水循環保全条例

・静岡県水循環保全条例（R4.7～）に基づき、水源保全地域における土地取引や現存法令で届出等の対象とならない開発行為を事前に把握し、適正な土地利用を確保すること等により、健全な水循環の保全を図ります。

7-1 自然とのふれあいやエコツーリズムの促進

◇生物多様性に配慮したエコツーリズムの促進

・農山漁村滞在型旅行「農泊」を地域ぐるみで進める団体等に対し、アドバイザーの派遣や先進地研修会を開催します。

7-2 環境教育・環境学習の推進

◇環境教育・環境学習の方針の策定や指導者の育成

・自然環境や森林・林業への理解促進のため、自然と人をつなぐスキルを持つ人材（森林環境教育指導者）を育成します。

◇あらゆる世代を対象とした環境教育・環境学習の推進

・森（里地・里山を含む）の土壌から川を通じて海へ流れる栄養物質が海の生態系の保全に寄与していることを踏まえ、森・里・川・海のつながりとその保全の重要性について広く周知を図り、県民による保全活動の実践を促進します。

凡例
 ◆:新たな項目を追加
 ◇:既存項目に新たな取組を追加

【基本方向3】生態系を保全・再生・創出する

8-1 奥山の保全

◇南アルプスの環境保全

- ・南アルプスにおける絶滅危惧種の調査を実施し、希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生動植物に指定し、保護・回復を図ります。
- ・南アルプスの自然環境をより良い形で未来につないでいくため、科学的知見に基づき環境保全を進めながら利活用を促進する仕組みである「南アルプスモデル」の構築を通じその方策の検討や、SNSを活用し、南アルプスの持つ場の魅力や情報を広く国内外に発信します。

9-1 森林の保全

◇県産材の利用拡大

- ・県民や企業の木材・県産材利用への意識・理解の醸成、木の良さや利用意義の普及に取り組みます。

9-2 農地の保全

◇協働による農地等の保全活動の促進

- ・荒廃農地化を防ぐため、景観作物の栽培や農業体験等、地域団体が取り組む活動を支援します。

10-1 都市における緑地等の確保

◇県民参加による緑化の推進

- ・緑化関係団体と連携し、緑化の専門的な技術・知識を備えた地域活動の核となる人材を育成します。

11-3 湖沼・湿地の保全

◇湖沼・湿地の水環境の保全や自然再生

- ・浜名湖の外來植物の分布拡大防止に必要な情報を得るため、希少植物及び外來植物の生育状況・分布状況の調査を行います。
- ・次世代の環境保全の担い手の育成も考え、高校生の参加を促し、継続的な活動につながるよう、民間団体等の取組を支援します。

12-1 海岸の保全

◇漂着ごみの除去

- ・プラスチックごみ等が海に与える影響を軽減するため、県民一人ひとりの実践の呼びかけや、森・川・海等での清掃活動への助成を実施します。

【基本方向4】特徴的な地域の環境を重点的に守る

伊豆半島

◇野生鳥獣による被害防止

- ・ドローンや捕獲情報アプリ等のICTを活用して被害防止目的の捕獲を促進します。

南アルプス

◆希少野生動植物の保護・回復

- ・南アルプスにおける絶滅危惧種の調査を実施し、希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生動植物に指定し、保護・回復を図ります。

◆南アルプスの魅力発信

- ・南アルプスの自然環境をより良い形で未来につないでいくため、科学的知見に基づき環境保全を進めながら利活用を促進する仕組みである「南アルプスモデル」の構築を通じその方策の検討や、SNSを活用し、南アルプスの持つ場の魅力や情報を広く国内外に発信します。

富士山

◇利用者による環境破壊の防止

- ・登山者にごみを持ち帰ることを啓発するため、外国人登山者にも分かるように、イラストや12言語の多言語でデザインした袋を手渡し、登山マナーの向上を呼びかける「富士山ごみ持ち帰りマナー向上対策キャンペーン」を実施します。

浜名湖

◆外來生物の防除

- ・浜名湖の外來植物の分布拡大を防止に必要な情報を得るため、希少植物及び外來植物の生育状況・分布状況の調査を行います。
- ・次世代の環境保全の担い手の育成も考え、高校生の参加を促し、継続的な活動につながるよう、民間団体等の取組を支援します。

管理指標（第6章）の見直し（案）

資料 7

区分	指標	指標の定義	単位	実績					目標	見直し後	
				2016(H28)	2018(H30)	2019(R元)	2020(R2)	2021(R3)	2027(R9)		
総合	県内の野生生物の絶滅種数	静岡県レッドデータブック2019,2020に掲載されている絶滅種（12種）以外で新たに「絶滅」のカテゴリーに選定された種数（既に絶滅しているかもしれないが、現状の確認ができていないものを除く）	種	- (絶滅:12)	0	0	0	0	0	- (絶滅:12)	
基本方向1	1 自然公園・自然環境保全地域面積	自然公園、自然環境保全地域に指定されている面積	ha	90,343	90,343	90,347	90,347	90,347	90,347	90,347	
	2 富士山登山道沿いの外来植物種数	富士山の五合目以上の登山道沿いで確認された外来植物の種の数（県自然保護課調査）※調査4年毎	種	0	0	(未実施)	2	2	0	0	
	3 鳥獣保護区等の面積	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により静岡県で指定している鳥獣保護区等の面積	ha	187,839	186,031	186,927	186,393	186,412	187,839		
	4 狩猟者の登録件数	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、その年の狩猟期間に県内で狩猟を行うための登録を受ける人の数	人	5,158	5,256	5,274	5,043	5,130	6,000		
	5 伊豆地域ニホンジカ生息頭数	伊豆地域におけるニホンジカの生息頭数	頭	約32,000 (2015年度末)	29,000	28,200	25,300	R4.10公表	約5,000 (2021年度)	4,600 (2026年度)	
	6 富士地域ニホンジカ生息頭数	富士地域におけるニホンジカの生息頭数	頭	約24,000 (2015年度末)	23,900	22,500	18,600	R4.10公表	約5,000 (2021年度)	2,400 (2026年度)	
	7 愛玩動物に関する苦情の件数	保健所に寄せられる犬・猫、その他の愛玩動物に係る苦情の件数	件/年	2,621	2,485	2,534	2,603	2,223	1,800以下 (2023年度)		総合計画や分野別計画における唯一の目標値であるため
切替	犬猫の殺処分頭数	殺処分される犬猫の頭数	頭	719 (2019年度)	544	719	378	180	0 (2030年度)		
基本方向2	1 一般廃棄物排出量（1人1日当たり）	一般廃棄物(家庭から排出されるごみと、事業活動に伴って発生するごみのうち産業廃棄物以外のごみ)の県民1人1日当たりの排出量 ※外国人を含む	g/人・日	917 (2013年度)	886	885	858	R5.7公表	815 (2020年度)	853 (2025年度)	
	新規	海洋プラスチックごみ防止6R県民運動の清掃活動の延べ参加者数	万人/年	18 (2020年度)	-	40	18	29	新規	50 (2025年度)	
	2 自然ふれあい施設における自然体験プログラムの実施回数	自然ふれあい施設における自然体験プログラムの実施回数	回/年	159	190	216	141	141	160 (2020年度)	180 (2025年度)	
	3 しずおか未来の森サポーター制度参加者数	しずおか未来の森サポーター制度参加企業数	社	119	126	130	134	144	136 (2020年度)	累計144社 (2025年度)	
	4 地域戦略の普及に係る講演会や情報交換会等の開催数	生物多様性地域戦略の普及・啓発を行うための講演会やタウンミーティング、市町との情報交換会等の実施回数	回/年	0	1	1	1	1	1	1	
	5 生物多様性関連資料を活用した環境教育イベント数	生物多様性に関する資料を活用した環境教育を目的とするイベントの数	回/年	0	2	2	2	2	2	2	
	6 県立青少年教育施設の利用者数	県立青少年教育施設(朝霧野外活動センター、焼津青少年の家、三ヶ日青年の家、観音山少年自然の家)の年間利用者数	人/年	163,093	156,229	155,516	64,101	84,439	170,000		
	7 緑化優良工場としての受賞件数	緑化優良工場として経済産業大臣表彰等を受賞した工場数	件	71 (1985～2016年度の累計)	79	82	85	88	80	80	
	8 リバートレンドシップ制度を活用する団体数	リバートレンドシップの活用により良好な河川環境の保全活動に取り組む団体数	団体	565	617	635	642	653	850		
9 「生物多様性」の用語の認知度	「生物多様性」という用語の意味を知っている人の割合(県政世論調査)	%	20	20.20	20.00	22.40	26.50	60.00			
基本方向3	1 高山植物保護指導員等の研修会・意見交換会開催回数	県が主催する高山植物保護活動等を担う高山植物保護指導員等の研修会・意見交換会の開催回数	回/年	1	2	2	2	2	2		
	2 協働による富士山の自然環境保全活動の実施回数	ボランティア等との協働による富士山の自然環境保全活動の実施回数	回/年	5	5	5	2	4	5		
	新規	南アルプスにおける希少野生動物保護条例の指定により保護される野生動物の種数	種	6 (2020年度)	-	-	-	-	新規	18 (2025年度)	
	新規	南アルプスサポーター数	人	560 (2020年度)	-	-	-	-	新規	3,190 (2025年度)	
	3 森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林面積	県内の造林、下刈、枝打ち、除間伐、被害木の伐倒等の年間面積	ha/年	9,825 (2011～2015の平均値)	10,080	10,144	10,314	11,116	10,000	11,490 (2025年度)	
	4 森づくり県民大作戦の参加者数	森づくり県民大作戦の参加者数	人/年	28,343	28,271	28,149	11,898	12,972	28,000 (2020年度)	28,000 (2025年度)	
	5 自然環境保全目標達成率	「富士山静岡空港に係る環境監視計画」に基づく自然環境保全目標の達成率	%	100 (2015年度)	100	100	100	R4.10公表	100 (2018年度)	100 (2027年度)	
	6 認定茶草場面積	世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会に認定された茶草場農法実践者が管理する茶草場面積	ha	423	423	378	381	368	423		
7 河川や湖沼等の公共用水域の水質に係る環境基準(人の健康の保護に関する27項目)の達成率	河川や湖沼等の公共用水域の水質に係る環境基準(人の健康の保護に関する27項目)の達成率	%	100	100	100	100	100	100	100	水域類型の引き上げは、現状より上位類型の環境基準達成が条件となるため、水質改善の指標として適切	
切替	水質が改善した河川数	河川	0 (2020年度)					12 (2025年度)			
8 浜名湖環境保全活動参加者数	浜名湖の水をきれいにする会が主催する環境保全活動への参加者数	人/年	20,333	20,299	20,076	0	0	20,000			

※現状値及び目標値の年度はそれぞれ2016年(平成28年)度、2027年度としているが、それ以外の年度の場合は()内に表記している。